

託送供給業務取扱細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、次の各号に関する取扱いについて定める。

- (1) ガス事業法に定めるガスの託送供給(以下「託送供給」という。)に関連する業務(以下「託送供給関連業務」という。)を行う役員及び従業員(以下「託送供給関連業務従事者」という。)は、業務上知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報、その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報(以下「託送供給関連情報」という。)を適切に管理する。
- (2) パイプラインユニット(株式会社INPEXパイプライン出向者含む)(以下「託送供給関連業務部門」という。)と他部門の人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、人事交流の対象となる者に当該細則を遵守させる。
- (3) 託送供給関連業務の実施に当たっては、特定の託送供給依頼者に対して差別的な取扱いを防止するため、適切な方法により対処する。

第2章 情報等管理体制

(情報管理責任者)

第2条 託送供給関連情報の取扱いを管理する情報管理責任者は、操業本部長が指名する者とする。

- 2 前項により指名された情報管理責任者は、託送供給関連情報の取扱いを管理する施策の立案及び運用状況の監督、社内の連絡体制の構築等、託送供給関連情報の取扱いを管理するための業務を統括する。

(情報管理者)

第3条 パイプラインユニットに情報管理者1名を置き、ジェネラルマネージャーをもってこれに充てる。

- 2 情報管理者は、前条第2項に規定する情報管理責任者の業務を補佐し、情報の適正管理のための施策の実施及び遵守状況の監視を行い、これを定期的に情報管理責任者に報告する。
- 3 情報管理者は、託送供給関連情報の入手、利用、提供その他の取り扱いについて、これを適正なものとするため、託送供給関連業務従事者に対し必要な研修を行う。

(法令遵守責任者)

第4条 法令等及びこの細則の遵守状況に係る法令遵守責任者は、操業本部長が指名する者とする。

2 前項により指名された法令遵守責任者は、法令を遵守し、託送供給に関連する施策の立案及び運用状況の監督、社内の連絡体制の構築等、託送供給関連業務を統括する。

(法令遵守管理者)

第5条 パイプラインユニットに法令遵守管理者1名を置き、ジェネラルマネージャーをもってこれに充てる。

2 法令遵守管理者は、前条第2項に規定する法令遵守責任者の業務を補佐し、法令等及びこの細則を遵守のための施策の実施及び遵守状況の監視を行い、これを定期的に法令遵守責任者に報告する。

第3章 情報の目的外利用の禁止

(情報管理)

第6条 託送供給関連業務部門関係者及び諾否の検討等に関わった社内関連部署の関係者等、託送供給関連情報を知り得た者は、託送供給関連業務に従事する間はもとより、それ以降も当該情報を秘密として取扱い、法令上必要とされる場合等やむを得ない事由による以外、託送供給依頼者にとって競合対象となる第三者を含めた外部及び当社内の託送供給関連業務従事者以外の者に、その情報を開示してはならない。

(管理対象となる情報)

第7条 託送供給関連情報とは、次の各号に定める情報をいう。

- (1) 託送供給依頼者のガス供給源(契約により調達するものを含む。以下同じ。)の状況
 - ① ガスの供給源の接続予定地点、稼動(又は供給)開始予定時期
 - ② ガスの製造方式、製造設備の仕様及び原料調達、又はガスの調達計画
 - ③ ガスの性状と圧力
- (2) 託送供給依頼者のガス供給条件等
 - ① 託送によるガス供給の状況(託送ガス量、インバランス量、事故状況等)
 - ② 供給予備力
 - ③ 保安体制及び組織
- (3) 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等
 - ① 需要動向(最大流量倍率、個別の需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等)
 - ② 需要実績(最大ガス量、ガス流量変動履歴)
 - ③ 託送の状況(託送ガス量)

- (4) その他託送供給に関連する情報であって、この細則の目的に照らして管理の対象とする必要のあるもの

(託送供給関連情報の目的外利用の禁止)

第8条 託送供給関連情報に関し、次の各号に定める目的に利用し、又は提供を行ってはならない。

- (1) 託送供給依頼者の経営状況の把握
- (2) 託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案
- (3) 託送供給依頼者の特定の需要家を対象とした営業活動
- (4) 託送供給依頼者の需要家の当社又は当社の関係事業者への転換、又は託送供給依頼者の契約変更の阻止等

(取引及び連絡調整の経緯等の記録の保存)

第9条 託送供給関連業務従事者は、当社のガス販売部門及び製造部門又は他社託送供給依頼者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容等を記録し、これを5年間保存する。

(情報漏えい事故対応)

第10条 託送供給関連情報の漏えい等が発生した場合は、別に定める事故対応フローに従い、適切に対応する。

第4章 差別的取扱いの禁止

(差別的取扱いの禁止)

第11条 託送供給関連業務部門関係者及び諾否の検討等に関わった社内関連部署の関係者等は、託送供給の事前検討等の計画段階における業務及び料金の適用やサービスの提供等の実施段階における業務の実施にあたっては、特定の託送供給依頼者に対して不当に優先的若しくは不利な取扱いを行う等の差別的な取扱いをしてはならない。

(禁止対象となる業務)

第12条 託送供給に関する差別的取扱いを禁止する業務とは、次の各号に定める業務をいう。

- (1) 導管網への接続の検討、導管網の利用、導管網の整備等に係る計画段階における業務
- (2) 託送供給料金の改定、導管網への接続の検討に関して託送供給関連業務部門が保有する情報の開示・周知などの業務
- (3) 同一供給条件の需要に対する、託送供給料金メニューの適用、託送供給関連業務におけるサービスの提供等の業務

- (4) 導管部門の事故対応(事故状況への問合せ、事故復旧の順序等)、計量器の交換対応(可否・交換時期の取扱)等の業務

第5章 その他

(広告、宣伝等の禁止)

第13条 託送供給関連業務従事者は、ガス販売及び製造部門の需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為をしてはならない。

- 2 当社のガス販売部門及び製造部門は、導管部門の信用力又は知名度を利用して、需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為をしてはならない。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、取締役合議による。

- 2 この細則に関して疑義を生じた場合は、パイプラインユニットに問い合わせ、その指示に従うものとする。

附則

この細則は、令和8年1月1日から施行する。

令和6年10月1日 制定

令和7年4月1日 改定

令和8年1月1日 改定